

聖籠町地区計画等の案の作成手続に関する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第九号

例 聖籠町地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条第二項及び第三項の規定に基づき、地区計画等の案の作成手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第二条 町長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなればならない。

一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

二 縦覧場所

(説明会の開催等)

第三条 町長は、前条に定めるもののほか、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。ただし、町長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第四条 法第十六条第二項に規定する者は、第二条

の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、一週間を経過する日までに、意見書を町長に提出しなければならない。

（地区計画等に関する申出）

第五条 法第十六条第三項に規定する者は、一人で、又は数人共同して、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について、町長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げるところ（当該申出が地区計画等に関する都市計画の変更に係るものである場合にあつては、第一号を除く。）に従つて、規則で定めるところにより行うものとする。

一 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域が道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画され、かつ、その面積が〇・五ヘクタール以上であること。

二 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土

地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつてゐる土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得てゐること。

(申出に対する措置)

第六条 町長は、前条第一項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る地区計画等に関する都市計画の決定又は変更の手續を行うかどうかの決定をし、当該申出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、町長は、申出に係る地区計画等に関する都市計画の決定又は変更の手續きを行わない決定をしようとするときは、あらかじめ、聖籠町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。